



るかといった観点から、行政としての責任を果たしつつ、事業実施による効果検証、業務の効率化及び超過勤務の削減を念頭に置いて要求すること。

## **【事務処理要領】**

### **4. 予算要求区分**

予算要求にあたっては、各事業の今後の方向性を見定め、優先順位の設定や財源の配分など部局内の予算調整を徹底し、各部局・各課の主体性と責任のもと行うこと。

なお、予算要求事務に当たり、要求書の編綴及びシステム入力については、以下のとおり区分して行うものとする。

#### **(1) 投資的経費**

原則として緊急性の高い事業に限る。

- ①補助事業・単独事業とも、必要最小限の額を見積ること（債務負担行為・継続費既設定分等既定事業を除く。）。ただし、国庫補助・交付金等の本要望の済んでいるものについては要望額とする。
- ②事業の緊急性、必要性、事業効果、起債による将来負担等を十分検討したうえ、適切な計画のもと計上すること。また、原則、次年度に繰り越すことのないよう、年間計画及び事業量を精査すること。

#### **(2) 新規的経費**

令和3年度から新たに実施する事務事業及び制度等を拡充して実施する事務事業であり、原則として緊急性の高い事業、制度改正に伴う事業に限る。

#### **(3) その他経費**

- ①義務的経費や継続的な事業を中心とし、令和2年度と同程度の内容・規模となることを基本とする。（②の経費を除く。）
- ②以下の経費については、必要性・所要額を厳しく見直し、必要最小限の額で見積ること。
  - ・法定受託事務等に係る歳入対応歳出（国庫委託金等による統計調査等）
  - ・人件費（報酬、会計年度任用職員に係る経費は除く）
  - ・扶助費等
  - ・特別会計、公営企業会計への繰出金等
  - ・公債費
  - ・市税還付及び還付加算金
  - ・継続費として既に設定されているもの

### **5. 留意点**

- (1) 独立採算を基本とする特別会計・企業会計については、一般会計からの繰入金・補助金等に財源を求めないこと。いずれの会計においても予算編成方針の趣旨に則り、編成すること。

- (2) 外郭団体については、民間事業者と対等に渡りあい競争できる体制を意識し、独自財源の確保に努める等、自助努力による経営の独立性を基本とし自立のための経営改善を促すこと。
- (3) 歳入の見積りに当たり、次のとおり留意し的確に計上すること。
- ①市税、地方交付税、地方譲与税及び各種交付金は、税制改正や地方財政対策の動向を十分見極め、的確な見積額を計上すること。
  - ②使用料及び手数料、分担金及び負担金等は、諸物価の動向や管理運営費等との関係、他市の状況や類似施設の動向を把握したうえで、市民負担の公平性確保の観点と受益者負担の原則に立って検討し、適正な収入見込額を計上すること。
  - ③国・県支出金は、国県の施策の動向を的確に把握するとともに、国県等の補助制度を担当部署と直接連絡を取るなど怠りなく調査したうえで、その認承が可能となるよう努力し、補助制度全般にわたってあらゆる方策を講じて積極的に財源の確保に努めること。また、補助対象、補助率・負担率、補助単価等の把握に努め、過大見積りや超過負担を招くことがないよう的確な見積額を計上すること。
  - ④市有財産については、具体的な利用計画のない用地の処分や各所管財産の貸付など有効活用を検討すること。
- (4) 歳出については、事業の優先順位を改めて見直し、次の点に留意し選択と集中により効率的な配分を行うこと。
- ①人件費は、超過勤務縮減、退職・育児休業等による節減等を精査し、年間所要額を見積ること。会計年度任用職員等については、業務遂行上の課題を洗い出し、効率的・効果的に活用すること。
  - ②扶助費は、補助・単独を問わず、対象人数・単価等を的確に把握し、国庫補助等を伴うものについては、制度改正の動向、他都市の状況を調査し、市単独のもの（国・県制度への上乗せを含む。）については、制度そのものの継続の合理性について思慮を重ねたうえで、自己負担額や支給基準等の見直し・廃止を検討し所要額を適正に見積ること。
- (5) 日額・時間額の会計年度任用職員の報酬（時間外勤務、夜間勤務、休日勤務及び宿日直勤務に係る報酬を含む。以下同じ。）、職員手当等、費用弁償（以下「報酬等」という。）については、社会保険料の事業主となっている課の報酬等及び選挙関係費用など事業に係る報酬等を除き、原則として人事課・教職員課から要求する。会計年度任用職員に係る要求については、人事課（教育委員会については教職員課）にも事業計画書を提出する。
- (6) これまでの包括外部監査及び監査委員からの指摘があった事項について、歳入の増加、歳出の削減、執行科目等、予算に影響を及ぼすものについては、措置を講じたうえで事業計画を見直し予算要求をすること。